

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

# 福 島 県 報

## 目 次

- 生活保護法による介護扶助等のための介護機関を指定した件 一〇五
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件 一〇五
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定により変更の届出があった件 一〇六
- 大規模小売店舗の新設の届出について意見があった件 一〇六
- 道路の供用を開始する件 一〇六
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件 一〇六
- 福島県商業まちづくりの推進に関する条例第十四条第一項の規定により意見があった件 一〇七
- 肥料の登録の有効期間を更新した件 一〇七
- 土地改良区の役員が退任した旨届出があった件二件 一〇七

## 告 示

### 福島県告示第百二十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、介護扶助及び介護支援給付のための居室介護若しくは居室介護支援計画の作成、福祉用具の給付、介護予防若しくは介護予防支援計画の作成又は介護予防福祉用具の給付を相当させる機関を次のとおり指定した。

令和四年三月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

事業所の名称 コスモ調剤薬局白河駅前店	事業所の所在地 白河市大手町一四一七	事業者の名称 株式会社コスモファーマ	事業者の主たる事務所の所在地 郡山市桑野三一二二	指定年月日 令和三年二月一日	サービスの種類 居宅療養管理指導 介護予防 防居室療養管理指導
------------------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------------	-------------------	--

（社会福祉課）

### 福島県告示第百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年三月四日から同年七月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市産業観光部産業政策課に備えて縦覧に供する。

令和四年三月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル希望ヶ丘店 福島県郡山市大槻町字菅田五
- 二 変更した事項
  - 1 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
    - （変更前）株式会社ヨークベニマル  
代表取締役 大高 善興  
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
    - （変更後）株式会社ヨークベニマル  
代表取締役 真船 幸夫  
福島県郡山市谷島町五番四二号
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名
    - （変更前）株式会社ヨークベニマル  
代表取締役 大高 善興  
福島県郡山市朝日二丁目一八番二号
    - （変更後）株式会社ヨークベニマル  
代表取締役 真船 幸夫

福島県郡山市谷島町五番四二号

- 三 変更した年月日  
令和三年二月十一日  
届出年月日
- 四 令和四年二月十四日  
届出をした者  
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十三号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を令和四年三月四日から同年七月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備えて縦覧に供する。  
令和四年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヨークベニマル希望ヶ丘店 福島県郡山市大槻町字菅田五
- 二 変更しようとする事項
  - 1 駐車場の位置及び収容台数
    - (一) 位置 別紙図面のとおりに  
収容台数 百二十八台
    - (二) 位置 別紙図面のとおりに  
収容台数 五十四台
  - 2 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
    - (一) 数 四箇所
    - (二) 位置 別紙図面のとおりに  
数 四箇所
- 三 変更しようとする年月日  
令和四年十月十五日
- 四 届出年月日  
令和四年二月十四日
- 五 届出をした者  
株式会社ヨークベニマル

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十四号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により第五条第一項の新設の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年三月四日から同年四月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び本宮市産業部商工観光課に備えて縦覧に供する。  
令和四年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称)クスリのアオキ本宮岩根店 福島県本宮市岩根字北原田六七番一ほか
- 二 法第八条第一項の規定により本宮市から聴取した意見の概要  
意見なし。
- 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要  
意見書の提出なし

(商業まちづくり課)

福島県告示第百二十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県南建設事務所で令和四年三月四日から二週間一般の縦覧に供する。  
令和四年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
一般国道二九四号	白河市田町一二四番一地从先から 同 市葉ノ木平四番一地从先まで	令和四年三月六日

(道路計画課)

福島県告示第百二十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
令和四年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 施行者の名称 郡山市
- 二 都市計画事業の種類及び名称  
郡中都市計画道路事業 三・四・百一十一号 東部幹線

- 三 事業認可の年月日 平成十七年十二月六日
- 四 事業施行期間  
(変更前) 平成十七年十二月六日から平成三十四年三月三十一日まで  
(変更後) 平成十七年十二月六日から令和九年三月三十一日まで
- 五 事業地 収用の部分 変更なし  
使用の部分 変更なし  
(まちづくり推進課)

公 告

公告第五十五号

福島県商業まちづくりの推進に関する条例(平成十七年福島県条例第二百十号。以下「条例」という。)第十四条第一項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年三月四日から同年四月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課、伊達市産業部商工観光課、福島市総務部総務課市民情報室、相馬市産業部商工観光課、桑折町産業振興課、国見町産業振興課、川俣町産業課及び飯館村づくり推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和四年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった特定小売商業施設の名称及び新設に係る土地の所在地  
(仮称)イオンモール北福島 伊達市堂ノ内地区一街区二三二画地ほか二百八十九筆(伊達市堂ノ内地区画整理事業地内)
- 二 条例第十四条第一項の規定により述べられた意見の概要  
都市計画法に基づく堂ノ内地区計画(令和三年二月五日伊達市決定)を踏まえた特定小売商業施設の出店計画については、その規模ゆえに複数の市町村のまちづくりに与える影響があることから、関係市町村が推進する商業まちづくりに係る取組と連携を図るとともに、当該地区計画における土地利用の方針の実現に向け、適切な事業運営に取り組むこと。  
(商業まちづくり課)

公告第五十六号

肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十二条第二項の規定により、肥料の登録の有効期間を次のとおり更新した。

令和四年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

登録番号	肥料の	肥料の	保証成分量(%)	その他	氏名又	住所	更新し
------	-----	-----	----------	-----	-----	----	-----

種 類	名 称	の規格			は名称	た登録の有効期限
		窒素全量	りん酸全量	加里全量		
825 混合有機質肥料	福島ぼかし1号	6.0	2.0	—	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり。	令和7年2月18日
	片倉コープアグリ株式会社					
	東京都市千代田区九段北一丁目8番10号					

(農業総合センター)

公告第五十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和四年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
猪苗代町土地改良区

退任した役員  
氏名 住所  
役員 佐藤 幸成 耶麻郡猪苗代町大字八幡字若宮四〇番地

(農村計画課)

公告第五十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任した旨届出があった。

令和四年三月四日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称  
会津東部土地改良区

退任した役員  
役別 氏名  
監事 石村 善一  
住所  
会津若松市一箕町大字亀賀字郷之原三九一番地

(農村計画課)